

答弁書第五七号

内閣参質第四五号

昭和二十五年四月二十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員岡村文四郎君提出全国農業会等清算事務費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岡村文四郎君提出全国農業会等清算事務費に関する質問に対する答弁書

二

本件に関しては、三月二十二日附の答弁書で回答した通り、清算法人の清算経費は清算法人において負担するのが建前である。

農林中央金庫が全国農業会等の清算人に指定されたのは政府の命令によるものであるとしても、その清算費用はそれぞれ全国農業会及び各都道府県農業会において分担すべきである。清算人たる農林中央金庫がその費用の一部を負担しているのは、同金庫がこれら団体と密接な関係にあることにより自発的にこれを負担しているのである。

これら団体の解散が法律に基づく強制によるものであるからといってその清算経費を国費によつて支弁しなればならない理由は認められないが、農林中央金庫の負担が不当に重加するが如きことのないよう慎重考慮したい。